

札幌市フリースクール等民間施設事業費補助要綱

(通則)

第1条 札幌市フリースクール等民間施設事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）及び札幌市会計規則（昭和39年4月1日規則第18号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設（以下「民間施設」という。）の活動を支援するために、民間施設設置者である法人（以下「補助事業者」という。）に対して、民間施設を利用する児童生徒の指導体制の整備、教材や体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成し、もって児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。

(補助対象施設)

第3条 この補助金の対象となる民間施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を主たる目的としていること。
- (2) 非営利法人（学校法人を除く。）が運営する施設であって、かつ2年以上の活動実績（任意団体として活動していた期間を含む。）があること。
- (3) 学校との間に十分な連携・協力関係が構築されていること。
- (4) 複数の児童生徒（小、中学生）を受け入れていること。
- (5) 施設の利用料が比較的低額であり、当該収入のみでは適切な運営が困難と認められるものであること。

(補助メニュー及び補助額の算定方法)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助メニュー」という。）は別表に定める経費であり、補助金の額は、別表に掲げる補助額（上限）と対象経費の支出（予定）額のいずれか少ないほうの額とし、予算の範囲内においてこれを交付する。

(補助対象期間)

第5条 4月1日から翌年3月31日までを一つの年度とし、その期間内に実施された補助メニューに係る事業を補助対象とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。なお、その期日は、年度内に複数定めることができるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出をうけたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

2 第1項の審査等の結果により、交付することが不相当と認めたときには、直ちに申

請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(交付条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件その他市長が必要と認める条件を付すものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助金は、目的以外に使用しないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の概算払)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、第6条に基づく、補助金交付申請書にその旨及び理由を記載しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、第7条第1項に基づき交付決定された補助金額を概算払するものとする。

(変更申請手続)

第10条 補助事業者は、この補助金の交付決定後において、第8条第1号、又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、中止若しくは廃止の理由、又は変更の内容及び理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）速やかに、補助事業実績報告書（様式3）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるとき、又は補助決定額を減額したときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式4）により、補助事業者に通知するとともに、交付について必要な手続きをとるものとする。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等の規定に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の補助金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消に係

る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
(関係書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類等を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
(報告及び調査)

第 16 条 市長は、この補助金に関して必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。
(雑則)

第 17 条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は、子ども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表

札幌市フリースクール等民間施設事業費補助基準

補助額（上限）		
○ 補助事業者は、下記補助メニューのうちから現状に即したものを選択する。		
○ 1 団体当たりの年間補助限度額は、以下のとおり。		
児童生徒 8 名 以下	1,600 千円	児童生徒 25 名～32 名 2,800 千円
児童生徒 9 名～16 名	2,000 千円	児童生徒 33 名以上 3,200 千円
児童生徒 17 名～24 名	2,400 千円	
補助メニュー	経費の内容	補助額（上限）
1 配置職員の充実		
必要職員の確保	○児童生徒の相談・指導に関わる職員が下記基準数を下回る場合、基準数に至るまで職員を追加配置するために要する経費 【基準数】 児童生徒 8 名以下 2 名 児童生徒 9 名～16 名 3 名 児童生徒 17 名～24 名 4 名 児童生徒 25 名～32 名 5 名 児童生徒 33 名以上 6 名 補助額は、日額 6,000 円を上限とする。	職員 1 名につき 1,260 千円 (6,000 円/日×210 日) 職員は、現行で最低 1 名いることが前提（ただし、当該職員は補助対象外。）。
カウンセラー一配置	○カウンセラー等の配置に要する経費 【資格要件】 公認心理師 臨床心理士 精神科医師 大学教官（心理学専攻） 準ずる者として、大学卒で 5 年以上の相談経験、大学院修了または医師で 1 年以上の相談経験でも可。 補助額は時間単価 5,000 円を上限とする。	600 千円 (5,000 円/h×2 h×60 日)
2 活動の充実		
教材・教具の整備、体験学習・実習費	○教材及び教具の整備に係る経費 児童生徒の指導に使用する教材、教具など（参考図書を含む） ○体験学習・実習等の実施に直接要する経費 【経費内容】 講師謝金（委託料を含む。） 講師、引率者の旅費 当該活動に係る保険料 当該活動に係る消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、使用料・賃借料	800 千円
施設借上料	児童生徒の相談や指導等のために新たに必要となる施設の借上料 月額 50,000 円を上限とする。	600 千円 (50,000 円×12 月)

※ 申請時期は 6 月、9 月、12 月の 3 回。児童生徒数はそれぞれ 1 日現在のものとする。

ただし、12 月については補助限度額段階の変更のみ（新規申請は不可）。

※ 「1 配置職員の充実」には、社会保険料の事業者負担分等は含まない。

※ 「2 活動の充実」の「施設借上料」は、施設借上のための初期費用（敷金、礼金等）及び駐車場借上料等は含まないが、借上施設の管理費（上下水道費、光熱費、火災保険料等は除く。）は含む。